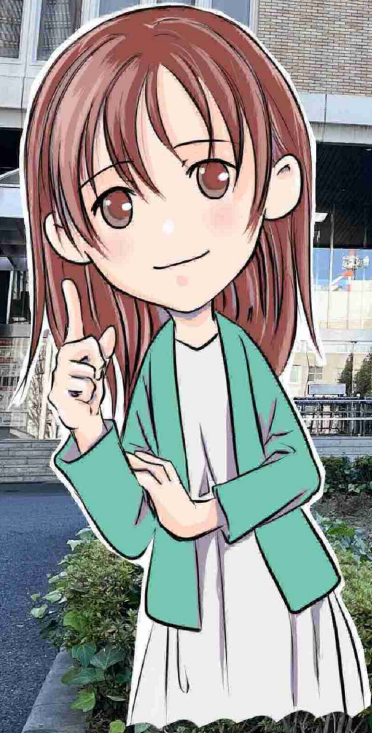


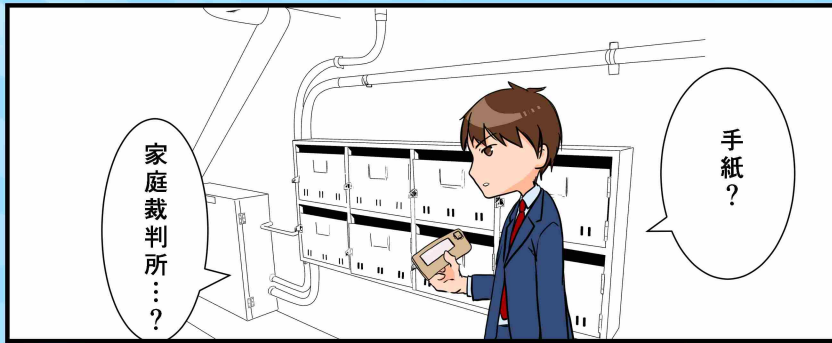
マンガでわかる！

家事調停

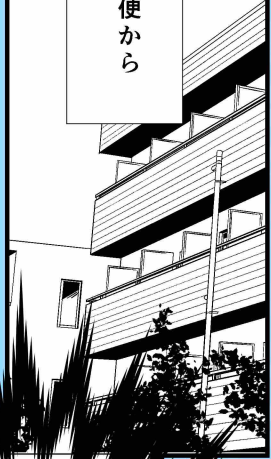


裁判所

さいたま家庭裁判所



それは
普通の郵便から
始まった



事件番号 令和4年(家イ)第00000号
夫婦関係調整申立事件
申立人 埼玉●子
相手方 埼玉○子
調停期日通

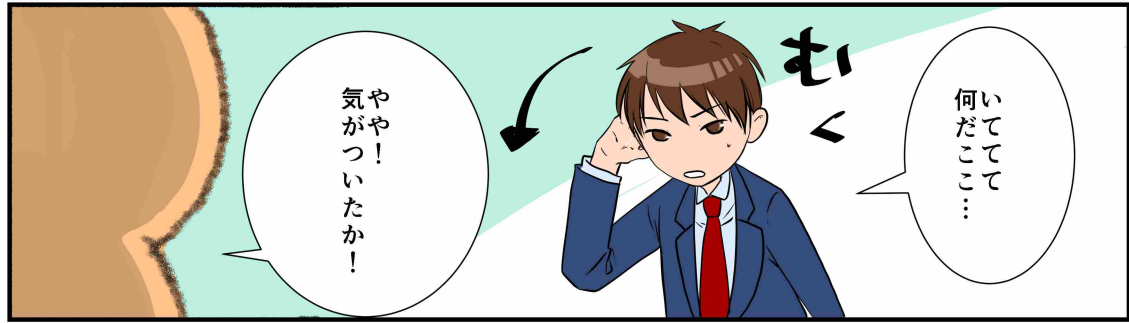
相手方 埼玉▲彦様

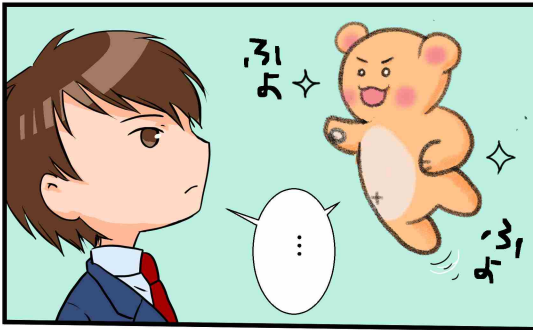
さいたま家庭裁判所家事部調停係
裁判所書記官 調停花子
電話番号 048-000-0000 内線
FAX番号 048-.....

頭書の事件について、期日が下記のとおり定められましたので、
記
前10時00分

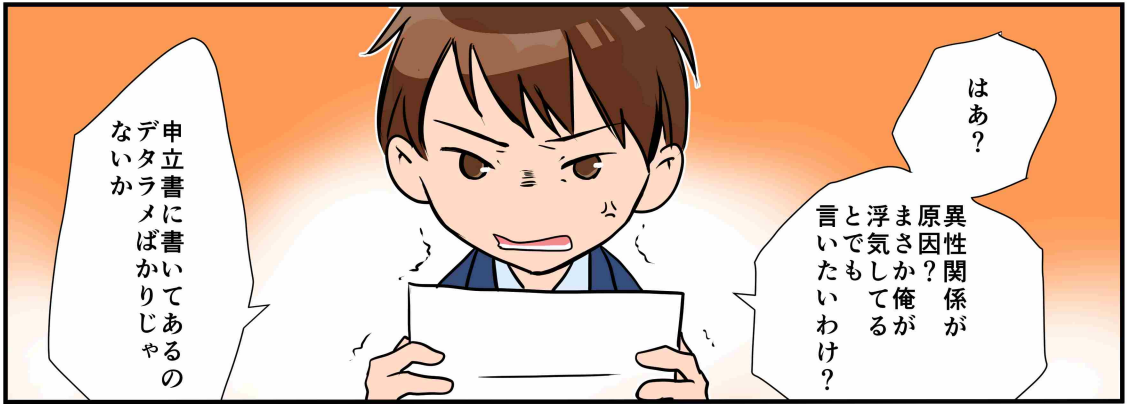


ええええええええ?

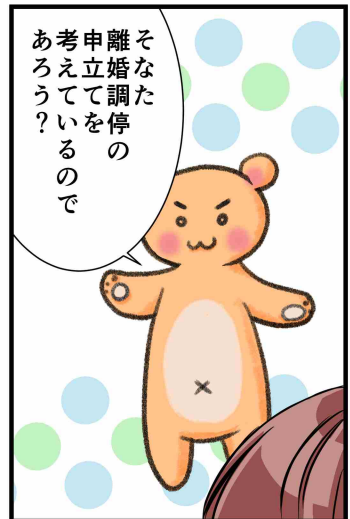
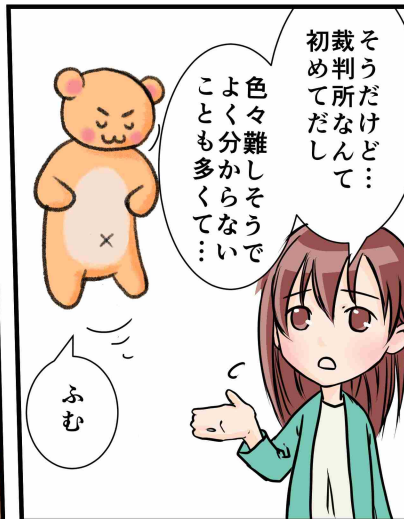
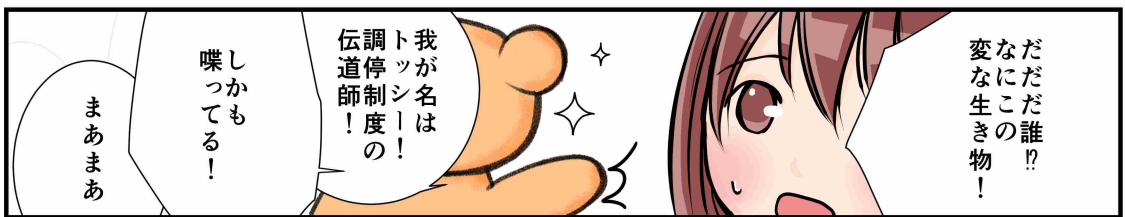
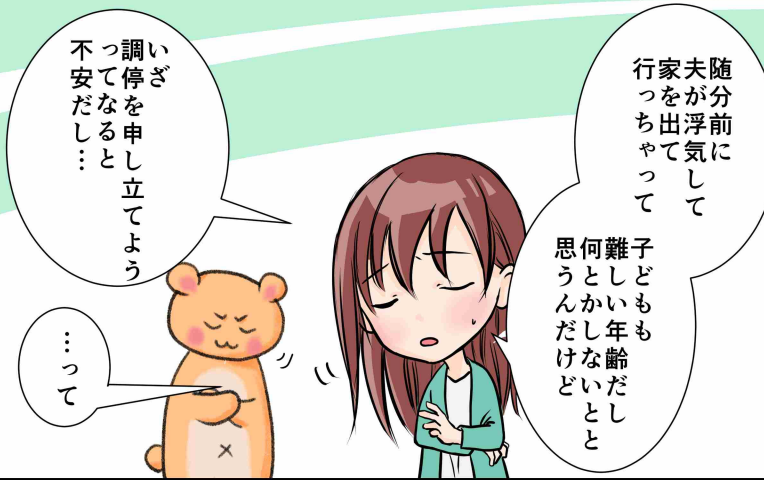
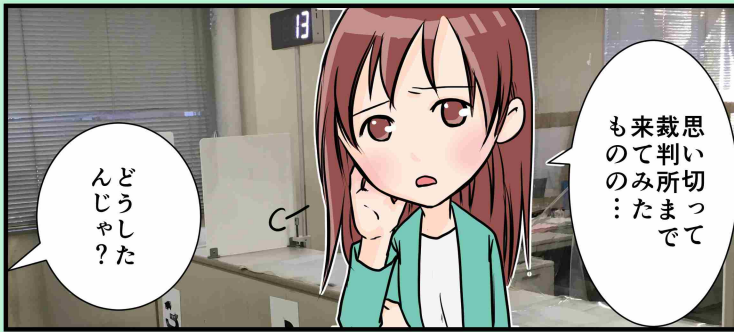




調停まめちしき
調停が申し立てられると、相手方には期日通知と申立人が作成した申立書の写しが送られてくるぞ!



数日前のこと



調停とは

調停とは、裁判所が結論を決めるのではなく、話し合いにより互いが合意することで紛争の解決を図る手続です。調停では、裁判官一人と民間の良識のある人から選ばれた調停委員二人以上で構成される調停委員会が、当事者双方の事情や意見を聴くなどして、双方が納得して問題を解決できるよう、助言やあっせんをします。

調停まめちしき

調停委員は、調停に一般市民の良識を反映させるため、社会生活上の豊富な知識経験や専門的な知識を持つ人の中から選ばれた非常勤職員だ！家事調停では、男女1人ずつの調停委員を指定するなどの配慮がされているぞ！

調停を申し立てるには

離婚を例に説明します。離婚について当事者間の話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合には、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。離婚を申し立てることができるのは、夫又は妻です。相手方の所在地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所に申し立てて、手続を行います。申立てには、一つの申立てについて1200円の手数料(収入印紙)と連絡用の郵便切手数千円分の費用がかかります。

そふ
い
の
ま
ん
ね
で
高
額
じ
ゃ

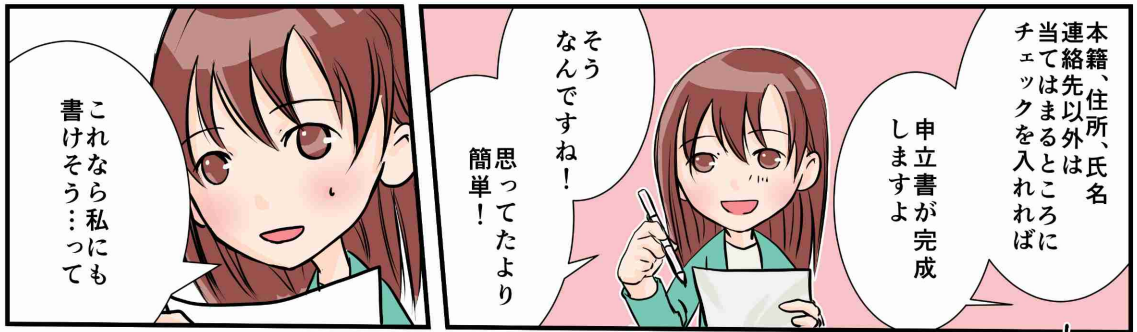


申
立
れ
書
が
あ



調停まめちしき

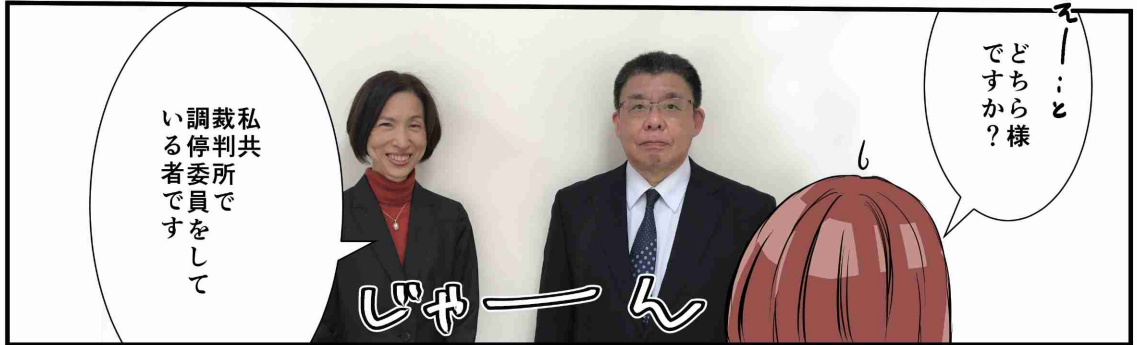
家庭裁判所には、離婚調停だけでなく、婚姻費用分担や財産分与など、いろいろな種類の申立書が用意されているぞ！



これなら私にも
書けそう…って

そう
なんです
ね!
思っ
てた
より
簡単
!

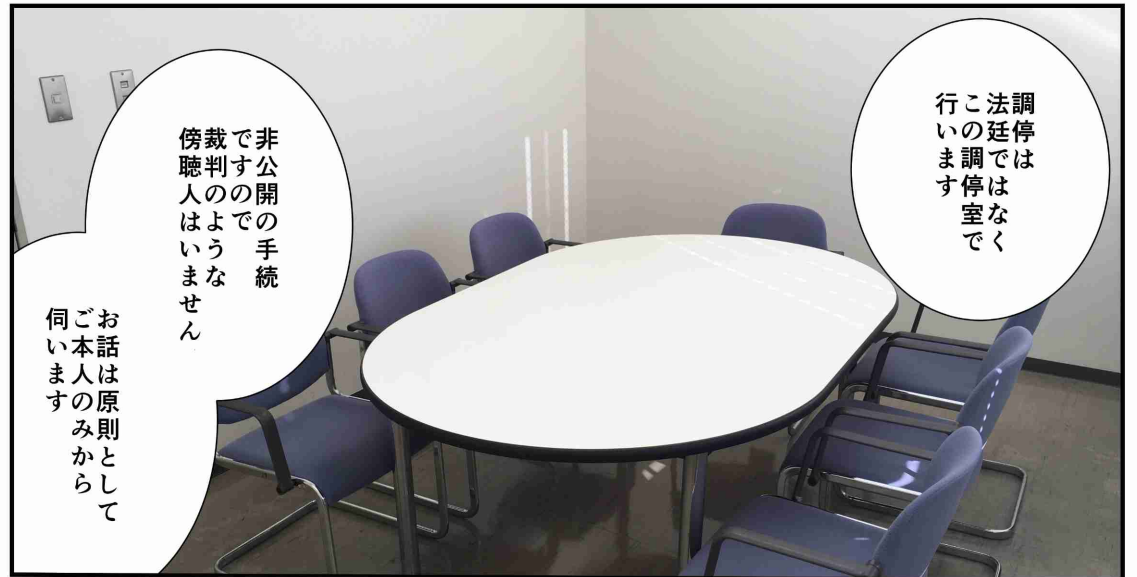
本籍、住所、氏名
連絡先以外は
当てはまるところに
チェックを入れれば
申立書が完成
しますよ



私共
裁判所
の調停
委員
として
いる
者
です

ど
ちら
様
で
す
か
?

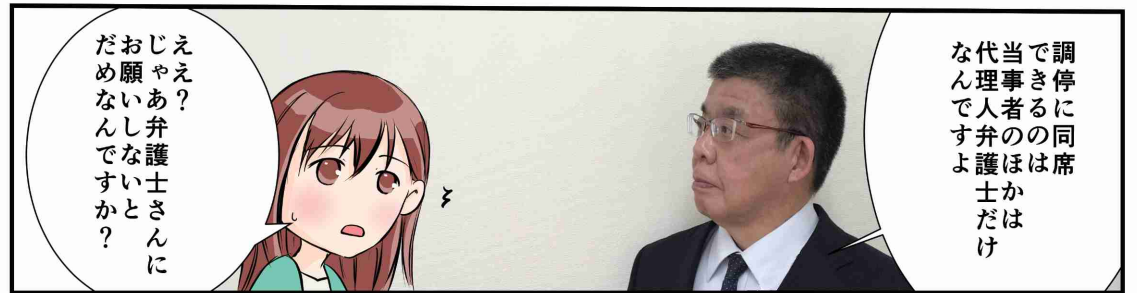
じゃーん



調停は
法廷
で行
いま
す

非公開
の手
続
で
裁
判
の
傍
聴
人
は
い
ま
せ
ん

お
話
は
原
則
と
し
て
ご
本
人
の
み
か
ら
伺
い
ま
す



調
停
に
同
席
で
き
る
の
は
代
理
人
の
ほ
か
は
な
ん
だ
も
ん
で
す
よ

え
え
?
じ
ゃ
あ
弁
護
士
さ
ん
に
お
願
い
し
な
い
と
だ
め
な
ん
で
す
か
?





お子さんがいる
家庭で離婚をする
のであれば
お子さんへの影響を
考えなければ
いけないですね

調停では
お子さんのことを
第一に考えながら
解決を目指す
ことになります

こ、今度は
どちらさま…？

家庭裁判所調査官
じゃ！



家庭裁判所調査官とは

家庭裁判所調査官は、家庭裁判所で取り扱う事件について、裁判官の命を受けて調査を行います。

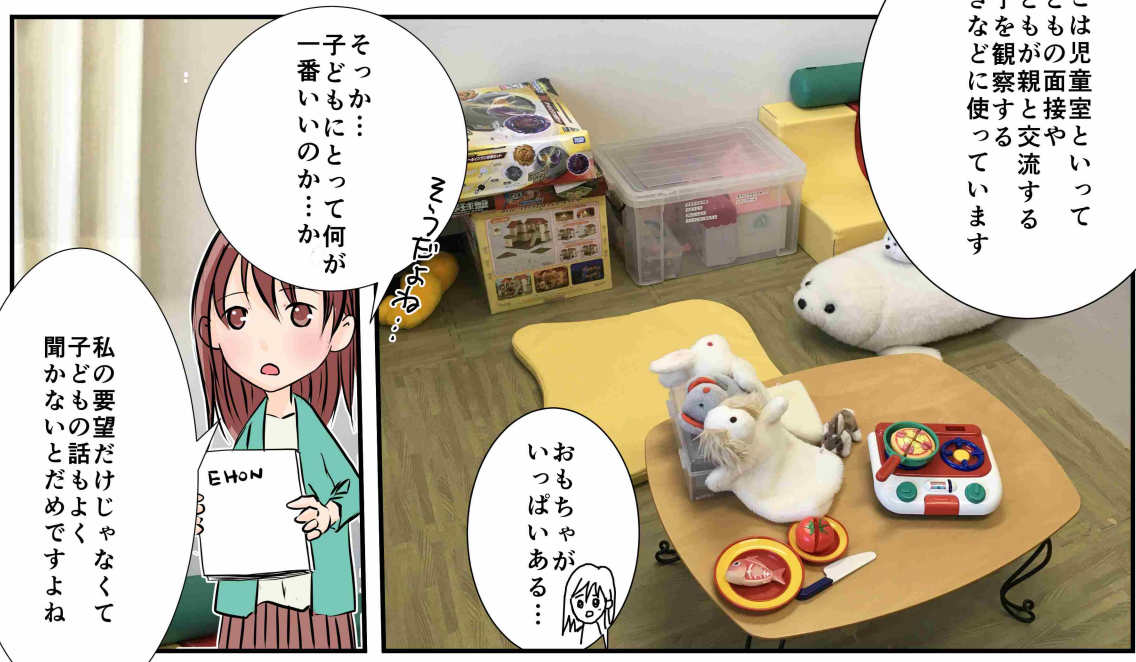
家庭裁判所の行う調査とは

子どもをめぐって夫婦の意見が対立した時などは、解決に向けて、子どもの現状を把握するために、家庭裁判所調査官が子どもと会って話をしたり家庭訪問をしたりすることがあります。ご両親の板挟みになりやすい子どもの声や気持ちを、家庭裁判所調査官が中立の立場で把握して、ご両親や調停委員会に伝えて、子どもが幸せに暮らせる解決を考えていきます。



え…
調査…？

ここは児童室といって
子どもが親と交流する
様子などを観察する
に使っています



そっか…
子どもにとって何が
一番いいの…か

おもちゃがある…

私の要望だけじゃなくて
子どもの話もよく
聞かないとだめですよ





離婚調停では色々な話合いがあるぞ

安心するんじゃない



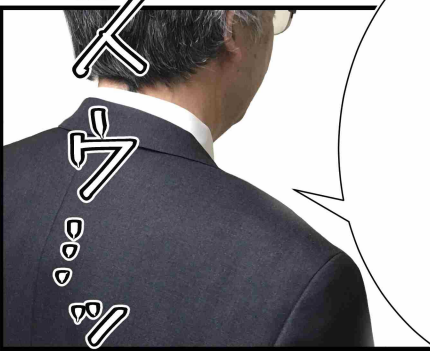
そうだ、離婚はしたいけどいろいろ心配なのよね

今、私と子どもが住んでる家はどなるのかな？もちろん住み続けることはできるのよね？

お金に不自由させたくないし養育費のことも調停で話し合えるのかしら

離婚調停の話合いで決められること

離婚調停では、離婚そのものだけでなく、離婚後の子どもの親権者を誰にするか、親権者とならない親と子の面会交流をどうするか、養育費、離婚に際しての財産分与や年金分割の割合、慰謝料についてどうするかといった財産に関する問題も一緒に話し合うことができます。



離婚や養育費などについて話し合いがまとまりましたらその時は、決まった内容を裁判所書記官が調停調書という書面にまとめてくれますよ



申し遅れました

私は私
裁判官です

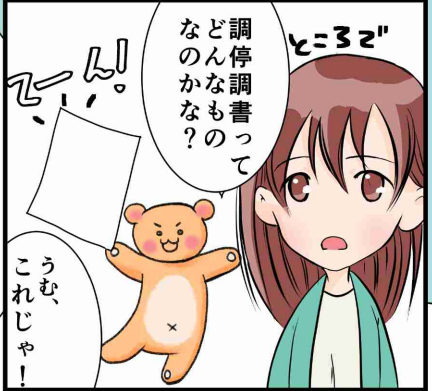
どうも

裁判所には
色々な職
人がいるの
よ

もうおまじい
おまじい

一つ一つの取り決め内容を
調停条項として
離婚することや
親権者や養育費に関する
取り決めを確認したいことや
お互いが認めたこと
盛り込むことができます

調停調書って
どんなもの
なのかな？



うむ、
これじゃ！

調書(成
事件の表示 令和4年(家イ)第0000
夫婦関係調整調停申立事件
日 令和4年12月31日 午前1
期 所 等 さいたま家庭裁判所
場 判 官 武蔵判二
裁 事 調 停 委 員 百周年夫、浦和 結
判 所 等 さいたま市 調 停 花 子
家 事 調 停 委 員 百周年夫、浦和 結
判 所 等 さいたま市 調 停 花 子
当 立 人 埼玉 ● 子(け
立 人 の 本 籍 に 同 じ
立 人 の 住 所 に 同 じ
手 方 埼玉 ▲
統 の 要 領 等
立 さいたま家庭裁判所 調 停
裁 判 所 書 記 官 調 停

へえー
こんなふう
に書面に
まとめるん
ですわね

調停条項

- 1 申立人と相手方は、本日、調停離婚する。
- 2 申立人と相手方との間の長女■美(平成21年5月1日生)の親権者を母である申立人と定め、今後、同人において監護養育する。
- 3 相手方は、申立人に対し、前項記載の子の養育費として、令和5年1月から同人が18歳に達する日が属する月まで、1か月3万5000円を当月分をその月の末日限り、申立人名義のうらわ銀行さいたま支店の普通預金口座(口座番号00000000)に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は相手方の負担とする。
- 4 申立人は、相手方に対し、相手方が第2項記載の子と面会交流することを認める。面会交流の具体的な日時、場所及び方法等については、子の意向を最大限尊重し、子の福祉に配慮して、その都度、当事者双方が協議して定める。
- 5 相手方は、申立人に対して、本件離婚に伴う財産分与として、本日、別紙物件目録記載の建物(以下「本件建物」という。)の共有持分を全部分与する。
- 6 相手方は、申立人に対し、本件建物について、前項の財産分与を原因とする共有物移転登記手続をする。ただし、登記手続費用は相手方の負担とする。
- 7 申立人と相手方は、本調停

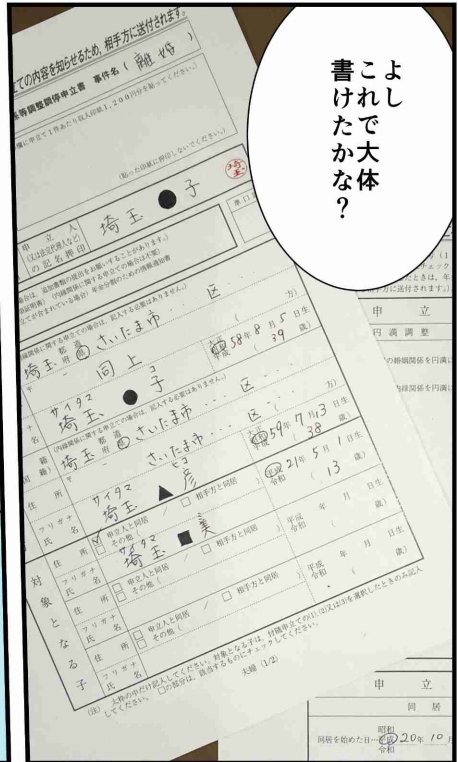
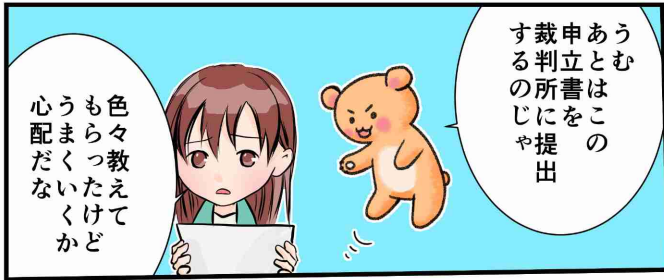
相手の人が
ちやんと約束を
守ってくれてい
間はですけれどね

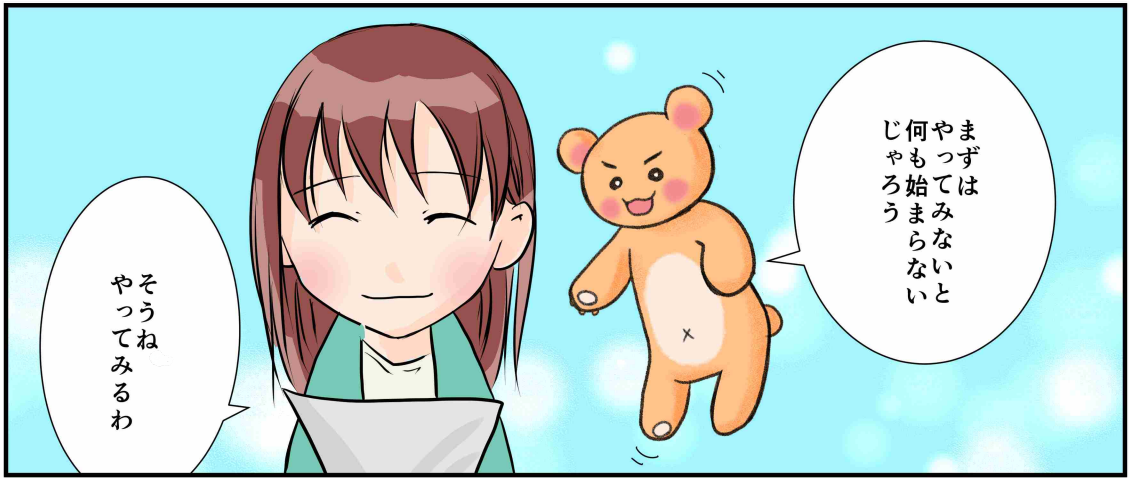
ここに書かれた
養育費とかは
必ず振り込ま
れるんですか？

ええ？
じゃあ相手
がお金を払
わなければ
どうしたら
いいんです
か？

取り決められた養育費等が支払われないときは

家庭裁判所で決めた調停や審判などの取決めを守らない人に対して、それを守らせるために、履行勧告という制度があります。
相手方が取決めを守らないときには、家庭裁判所に対して履行勧告の申立てをすると、家庭裁判所では、相手方に取決めを守るように説得したり、勧告したりします。履行勧告の手續に費用はかからず、電話で何度でも申立てをすることができますが、義務者が勧告に応じない場合は支払を強制することはできません。任意に支払われない場合は、強制的にお金を取り立てる強制執行の手續をとることもできます。



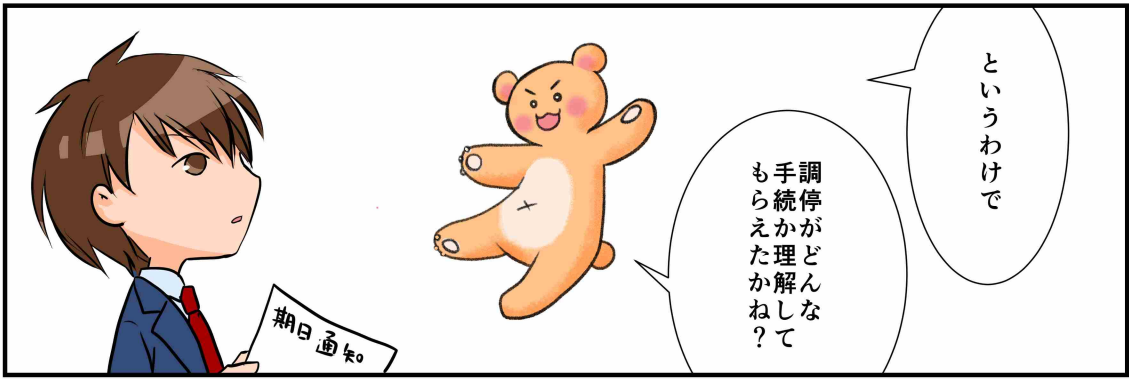


そうですね
やってみるわ

まずは
やってみないと
何も始まらない
じゃろう



そして現在...



というわけで

調停がどんな
手続か理解し
てもらえたか
ね？



うむ

調停に参加する
ことに前向きに
なってもらえたなら
説明した甲斐が
あったというもの
じゃ

おしまい



確かにまづ
わけても行って
しな

せっかくの機会
だから一度きり
話し合ってみるか

本当は
娘にも会いた
いんだ！

さいたま家庭裁判所について

さいたま家庭裁判所には、さいたま市にある本庁のほか、越谷、川越、熊谷、秩父の4支部と久喜、飯能の2出張所があります。それぞれが管轄する地域についてはさいたま家庭裁判所のウェブサイト

(<https://www.courts.go.jp/saiban/tetuzuki/kankatu/saitama/index.html>) をご確認ください。



家庭裁判所の手続について

さいたま家庭裁判所に申立てを行う際に使用する書式は、本庁、支部、出張所の窓口に着用されていますが、さいたま家庭裁判所のウェブサイト (<https://www.courts.go.jp/saitama/saiban/fc-tetuzuki/index.html>) にも掲載していますのでご利用ください。

記載方法にご不明な点があれば、本庁、支部等の受付窓口にお問い合わせください。



調停制度100周年

令和4年は調停制度発足100周年！

特集ページも是非ご覧ください。

<https://www.courts.go.jp/about/topics/tyoutei100/index.html>



メガネアイ



オオミマイ



ハナシアイ



- ※ 本冊子は制度広報を目的とするものです。調停事件の手続案内（管轄、手数料、必要書類等）については、お近くの裁判所へお問い合わせください。
- ※ 本冊子に登場する職員、キャラクター、書面等は実際の事件と一切関係がありません。
- ※ 本冊子の作成に当たっては、写真撮影の際に一時的にマスクを外す等していますが、実際の調停手続ではマスクの着用、ビニールカーテンの設置、換気等、新型コロナウイルス感染症感染防止対策をとっています。
- ※ 本冊子についてのお問い合わせは、さいたま家庭裁判所事務局総務課（048-863-8975）まで。

2022.12

